

## 国際競技会派遣選手等選考手続規程

### (目的)

第1条 本規程は、本連盟において国際競技会に派遣する選手及び役員（以下、「派遣選手等」という。）の選考手続を明確化することにより、派遣選手等の選考が適正かつ公平に実施されることを目的とする。

### (選考権限)

第2条 派遣選手等の選考権限は、定款第4条及び第37条(1)により理事会に属する。

- 2 理事会は、第4条に定める派遣選手等選考基準を定め、派遣選手等選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に選考を委任することができる。
- 3 選考委員会は、前項に基づき派遣選手等を選考した場合には、選考後の最初の理事会へ報告する。

### (選考委員会)

第3条 選考委員会は、会長、副会長のうち1名、専務理事、JOC ナショナルコーチ、当該競技の部長、同副部長のうち1名、同強化部長、法制部長、当該競技のJOC専任ディレクター及び理事会において必要と判断する理事によって構成され、各年度の委員は理事会において確定する。

- 2 選考委員会の議長は、会長とする。会長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位とする。
- 3 選考委員会は第1項で確定した構成員の過半数が出席（委任状による出席を含む。）しなければ成立しない。
- 4 選考委員会の開催場所に現在する理事は、会議に出席することができる。
- 5 選考委員会の決議は、派遣選手等選考基準において別段の定めがない限り、特別の利害関係のない出席者（委任状による出席者及び前項の現在理事を含む。）の過半数をもって行う。

### (派遣選手等選考基準)

第4条 理事会は、本連盟を代表するに相応しい実力を有する者を適正かつ公平に選考することを目的とし、可能な限り客観的かつ明確に派遣選手等選考基準を定めるものとする。

- 2 派遣選手等選考基準は、毎年7月末日までに確定し、公表しなければならない。ただし、国際スケート連盟による国際競技会の選手派遣に関する要項の公表の時期により、上記期限までに確定できない場合、同要項の公表後相当の期間内に確定し、公表するものとする。

(各委員会への諮問)

- 第5条 理事会又は選考委員会は、当該競技の部に対し、派遣選手等の選考について諮問し、当該部は審議のうえ、理事会又は選考委員会に報告するものとする。
- 2 前項の事業部は、同事業部強化部に更に諮問することができる。

(議事録)

- 第6条 選考委員会の議事については、その要領および結果を明確にするため議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

付則

1. この規程は、平成25年7月24日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の決議による。
3. この規定は、令和3年2月24日に改定し、同日から施行する。